

千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

〔地方自治法第203条に基づき制定〕
〔昭和39年10月8日 条例第33号〕

[注] 改正経過は平成9年から、附則（付則含む）は制定時及び最新の改正時のものを注記した。

改正 平成9年10月17日条例第13号
平成11年12月16日条例第36号
平成15年7月9日条例第14号
平成17年9月30日条例第17号
平成18年10月11日条例第31号
平成19年2月27日条例第1号
平成20年10月8日条例第29号

〔題名改正〕

平成21年5月29日条例第12号
平成21年11月30日条例第30号
平成22年6月28日条例第18号
平成22年11月30日条例第20号
平成23年12月7日条例第20号
平成24年12月10日条例第27号

（通則）

第1条 千代田区議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当は、この条例の定めるところによる。

（平20条例29・一改）

（議員報酬）

第2条 千代田区議会の議長、副議長、委員会の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

議長	月額	92万1,000円
副議長	月額	80万6,000円
委員長	月額	67万7,000円
副委員長	月額	64万7,000円
議員	月額	61万6,000円

（昭61条例24・全改、平元条例4・平3条例1・平5条例26・平9条例13・平18条例31・平20条例29・平24条例27・一改）

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、就職した日から退職、失職又は死亡した日までこれを支給する。ただし、いかなる場合でも重複して議員報酬を支給しない。

(平20条例29・一改)

(議員報酬の支給期日)

第4条 議員報酬は、毎月分をその月の25日(25日が千代田区の休日を定める条例(平成元年千代田区条例第1号)に規定する休日にあたるときはその前日)に支給する。ただし、退職、失職又は死亡その他特に必要がある場合は、この限りでない。

(平元条例4・平20条例29・一改)

(費用弁償)

第5条 議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席したとき、又は職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により議員が会議又は委員会の招集に応じ参集したときは、当該議員の住所から議事堂までの間を交通機関を利用して往復するものとした場合で最も経済的な通常の経路として議長が認めたものに係る運賃に相当する額を旅費として支給する。ただし、当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げて計算して得た額とする。

3 前項に定めるもののほか、議員が職務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、日当、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例(昭和22年千代田区条例第17号)の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。ただし、議長または副議長が区議会を代表する場合は、同条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。

4 第2項に定める事由による旅費は、1日につき1回を限りとしてこれを支給する。

(昭48条例11・昭54条例7・昭59条例3・昭61条例24・平3条例1・平15条例14・平17条例17・平19条例2・平22条例18・平23条例20 一改)

(期末手当)

第6条 議員で3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者に対して、それぞれの期間につき期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき第2条の議員の議員報酬(次項において「一般議員の議員報酬」という。)の月額及びその議員報酬の月に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100

分の150及び12月に支給する場合においては100分の165（以下これらの率を「支給基準率」という。）を乗じて得た額（以下「支給基準額」という。）に、前項の基準日以前3月（基準日が12月1日であるときは、6月。以下同じ。）以内の期間におけるその者の在職期間が3月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前3月以内の期間におけるその者の在職期間が3月未満の場合に支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によって計算した額とする。

- 3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前3月以内の期間中、議長、副議長・委員会委員長・同副委員長（以下「役職議員」という。）に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬の、一般議員の議員報酬を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に支給基準率を乗じたものをその役職議員の在職月数に応じ、月割によって計算した額を加算する。
- 4 前2項の在職期間は、議員が任期満了等により退職又は失職し、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き議員として在職したものとみなし、これを通算する。
- 5 前3項の在職期間が16日に満たない月は、これを在職期間の月数に算入しない。ただし、新たに議員に就職したものについては、その者の就職した月の在職日数が16日未満であってもその月については、1月とみなす。
(昭57条例1・昭61条例24・平3条例1・平11条例36・平15条例14・平20条例29・平22条例20・一改)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年9月分から適用する。
(昭51条例22・一改)
- 2 昭和58年7月1日から昭和59年3月31日までの東京都千代田区議会の議長、副議長、委員会の委員長、同副委員長及び議員の報酬の月額は、第2条中「職員の給与に関する条例（昭和26年千代田区条例第19号。以下「給与条例」という。）別表第1行政職給料表（1）中1等級15号給を受ける者の給料の額」とあるのは、「445,300円」と読み替えて、同条の規定を適用して得た額とする。
(昭57条例1・全改、昭59条例3・一部改正)
- 3 昭和61年4月分から6月分までの報酬の月額及び昭和61年6月支給分の期末手当の額に係る東京都千代田区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和61年千代田区条例第24号）による改正前のこの条例第2条及び第6条の規定（以下、第4項において「旧条例の規定」という。）の適用については、第2条中「職員の給与に関する条例」とあり、第6条中「給与条例」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例（昭和61年千代田区条例第40号）による改正後の職員の給与に関する条例」とする。

（昭61条例40・追加）

- 4 旧条例の規定に基づいて支給された昭和61年4月分から6月分までの報酬及び昭和61年6月支給分の期末手当（以下、この項において「報酬等」という。）は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和61年千代田区条例第40号）附則第8項の規定による改正後の東京都千代田区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定による報酬等の内払とみなす。

（昭61条例40・追加）

- 5 平成21年6月支給分の期末手当の額に係る第6条の規定の適用については、同条第2項中「100分の165」とあるのは、「100分の150」とする。

（平21条例12・追加）

- 6 平成21年12月支給分の期末手当の額に係る第6条の規定の適用については、同条第2項中「100分の165」とあるのは、「100分の155」とする。

（平21条例30・追加）

附 則（平成11年12月16日条例第36号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、〔中略〕附則第10項〔中略〕の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月9日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千代田区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例は、平成15年6月以後に支給すべき期末手当について適用し、同月前に支給すべき期末手当については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月30日条例第17号）抄

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月11日条例第31号）

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月8日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 5 月 29 日 条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日 条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 6 月 28 日 条例第18号）

（施行規則）

1 この条例は、平成22年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた旅費について適用し、同日前に支給事由の生じた旅費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年11月30日 条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当の特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額に係るこの条例による改正後の千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の150」とする。

附 則（平成23年12月 7 日 条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月10日 条例第27号）

この条例は、平成25年 1 月 1 日から施行する。